



山形県公報

平成23年6月28日(火)
第2255号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(庄内総合支庁水産課) ……663
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……664
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-5(公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則…同

## 告 示

### 山形県告示第581号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成23年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理の対象となる漁期及び数量

#### 2 変更した内容

##### (1) 変更前

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | (注)        |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

(注) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

## (2) 変更後

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   | 若干         |
| まあじ         | 1月から12月    | 若干         |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 43トン       |
| するめいか       | 1月から12月    | 若干         |

## 山形県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年6月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所               |
|----------|------|------------------|
| 監事       | 成澤勝一 | 鶴岡市羽黒町川代字向山763番地 |

## 山形県告示第583号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき村山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月28日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 村山都市計画下水道
  - (2) 名称 村山公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月28日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子俊彦

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 公益財団法人やまがた農業支援センター

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。